

令和5年度平内町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、町が行う障害者就労施設からの物品等の調達を図るための方針を定めるものとする。

2 調達方針の対象範囲

町の全ての機関（本庁・教育委員会・病院）における事務・事業を対象とする。

3 調達する物品等

町が調達する物品等のうち、消耗品、弁当、記念品、印刷、清掃、草刈作業等、障害者就労施設が受注することが可能なものとする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設は次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく事業所等（以下「障害者就労施設」という。）
 - ① 障害者支援施設（就労移行支援・就労継続支援・生活介護を行うもの）
 - ② 地域活動支援センター
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 就労移行支援事業所
 - ⑤ 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達法の政令に基づく事業所
 - ① 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく（昭和35年法律第123号）子会社の事業所（特例子会社）
 - ② 重度障害者多数雇用事業所
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ① 在宅就業障害者
 - ② 在宅就業支援団体

5 調達の目標

令和5年度の調達目標

区分	種別	調達目標
役務	印刷、清掃、草刈り作業等	3,456千円
	合計	3,456千円

6 調達推進方法

(1) 基本的な考え方

- ① 障害者の自立に資するため、これまで調達実績のある印刷については引き続き積極的な調達を行うとともに、調達実績のない物品等も検討し、全庁において幅広い分野からの調達に努めるものとする。
- ② 町の調達に関する他の施策との調和を図るとともに予算の適正な執行に努める。
- ③ 指定管理者、町が公共サービスを委託している法人に対して障害者優先調達推進法の趣旨を理解していただくように周知に努める。

(2) 障害者就労施設からの物品等の調達

① 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設が供給できる物品等の情報について、定期的に収集を行い、庁内での情報共有に努める。

② 障害者就労施設への配慮

障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえ、可能な限り調達内容の仕様を分かりやすく説明するとともに、適切な納期の設定等に配慮する。

③ 随意契約による調達の活用

障害者就労施設からの物品等調達に際して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

7 調達方針の作成及び実績の公表

- ① この方針は、毎年度作成するものとする。
- ② 年度終了後に各課における物品等の調達実績について福祉介護課へ報告するものとする。
- ③ 福祉介護課は各課から報告のあった調達実績について取りまとめ、公表するものとする。

附則

この方針は令和5年4月1日から実施する。

障害者就労施設等の提供可能な物品等リスト

(平内町)

事業所名	授産品目及び役務提供内容
障害者支援施設さつき寮 (017-755-4001)	生椎茸、乾燥椎茸
就労サポートセンターさつき (017-755-5113)	米(まっしぐら、あねこもち)
	タオル加工(名入りタオル袋詰め)
	リサイクル(空き缶等回収)
	清掃(建物、屋外トイレ等)
就労サポートセンターはくちょう (017-762-7803)	タオル加工(名入りタオル袋詰め)
	清掃(建物、屋外トイレ等)
地域活動支援センターしらゆき (017-763-5962)	エコクラフト(バック・整理かご)、手芸品(エコタワシ・マフラー・カントリードール)
	ほたてロープピン付け
身体障害者小規模作業所 (社会福祉協議会755-3956) (ほたて広場752-3220)	花台・まな板・調理へら

(その他、青森市事業所等)